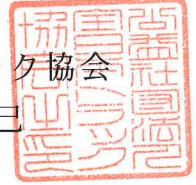


全ト協発第291号（環）

令和元年9月17日

各都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の 取り組みの強化について（要請）

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省の事業用自動車事故調査委員会が特別重要調査対象事故として調査した大型トラクタ・バンセミトレーラの衝突事故（平成29年11月22日発生）に係る調査報告書が、令和元年8月2日に公表されました。

同報告書では、当該事故惹起運転者が、運行経路上にあるフェリー乗船中に飲酒し、フェリーを下船する際には点呼を受けることもアルコール検知器で検査をすることもなく運転を開始しており、同事業者の運転者の間では、フェリー乗船中の飲酒が常態化していたこと、飲酒運転の抑制に関しての運行管理が形骸化していたこと、などが指摘されました。

また、本年5月23日には、今年に入り、飲酒を伴う事業用トラックの事故が既に10件にも達していることを踏まえ、国土交通省から「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」の通達が発出され、再発防止策として、運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理すること、などの徹底を要請されました。

さらに、報道によると、本年8月8日には大阪府堺市内において、自転車乗車中の小学6年生の女子児童が大型トレーラにひき逃げされ、当該自転車は事故現場からおよそ1キロ離れた場所に放置され、逮捕された当該事業用トラック運転者の呼気からアルコールが検知されたとのことでした。

こうした事業用トラック運転者による飲酒運転事案は、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまでに築き上げてきた、荷主はもとより社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質な行為であり、トラック運送業界としても、飲酒運転根絶に向け関係者一丸となった再発防止対策に積極的に取り組む必要があります。



このため、本年9月12日に開催された第113回交通対策委員会（委員長：全日本トラック協会副会長 工藤修二）において、以下の取り組みを行うことを決議しました。

各都道府県トラック協会におかれましては、交通対策委員を中心に、貴協会傘下会員事業者とも連携し、この業界からの飲酒運転根絶に向けた取り組みを、さらに強力に展開していただきますよう要請いたします。

1. 各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
2. 各事業所においては、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」（改訂版）を活用し、アルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について、運転者等への指導を徹底する。
3. 各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
4. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

以上

【参考添付資料】

- ① 決議文
- ② 令和元年5月23日付け国自安第24号 国土交通省通達
- ③ 事業用トラックの飲酒事故事例
（平成31年1月から8月16日までのメールマガジン等情報）
- ④ 令和元年8月2日付け国自安第72号の2 国土交通省通達
- ⑤ 大型トレーラによる死亡事故ニュース報道（令和元年8月8日発生／大阪府堺市）
- ⑥ 「トラック事業における総合安全プラン2020」目標値と事故の現況

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部
電話：03-3354-1045

飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について

～ 決 議 ～

国土交通省では、「2020 東京リビッド・パブリック」に向け、世界一安全な輸送サービスの提供を実現するため、2020 年までに達成すべく目標値を定め、ソフト・ハード両面から国土交通省等及び関係業界が総力を挙げ、事業用自動車に係る事故の削減に取り組んでいるところである。

トラック運送業界では、第 109 回交通対策委員会（平成 29 年 9 月開催）において、「トラック事業における総合安全プラン 2020」を策定し、飲酒運転をゼロとする目標を掲げ取り組んでいるところ、事業用貨物自動車については、交通事故発生件数及び負傷者数はそれぞれ減少傾向にあるものの、近年、事業用トラック運転者による飲酒運転事故件数は増加傾向にあり、本年 5 月には、今年に入ってから事業用トラックの飲酒運転事故が連続したことに伴い、飲酒運転の防止等関係法令遵守の徹底について国土交通省から通達が発せられたほか、8 月には、ひき逃げ死亡事故で逮捕された事業用トラック運転者の呼気からアルコールが検知された旨の報道がされるなど、目標の達成はおろか、このままではトラック運送業界の社会的信頼性が失われるなどの懸念があり、誠に遺憾である。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第 113 回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを決議する。

1. 各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
2. 各事業所においては、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」（改訂版）を活用し、アルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について、運転者等への指導を徹底する。
3. 各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
4. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。

令和元年 9 月 12 日
公益社団法人 全日本トラック協会
副会長（交通対策委員長） 工藤修二

国自安第24号
令和元年5月23日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

国土交通省においては、平成29年6月にまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標とし、様々な取組を実施しているところですが、今年に入り、事業用自動車の飲酒を伴う事故について12件（タクシー：2件、トラック：10件）発生したことを把握しております。

平成28年5月に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」においても、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について更なる徹底を図ることとしており、政府としても飲酒運転の根絶に強力に取り組んでいる中で飲酒運転が行われたことは、運送事業に対する社会の信頼を揺るがす事態であり、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、飲酒運転を防止する取組として、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用していただくとともに、特に下記の事項について貴会傘下会員に対し改めて周知徹底をお願い致します。

記

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

- (1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。
- (2) 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。
- (3) 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。

(参考)

「アルコール健康障害対策推進基本計画」 (平成28年5月31日閣議決定)

IV 基本的施策

1. 教育の振興

(3) 職場教育の推進

- 自動車運送事業における運転者の飲酒運転の防止のため、講習・セミナー等を通じ、運行管理者・運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導を行う。また、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について、更なる徹底を図る。

事業用トラックの飲酒事故事例（平成31年1月～8月16日）

出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」（国土交通省）等

	事故等の種類	車籍地	発生日	当時の状況
1	酒気帯び衝突	岡山県	H31.1.24	1月24日（木）午前5時00分頃、岡山県の国道において、同県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラが運行中、道路左側の電柱に衝突後、道路脇店舗の側壁に衝突した。 この事故により、当該トラクタ・セミトレーラ運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・セミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道交法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。
2	酒気帯び路外逸脱	北海道	H31.2.1	2月1日（金）午後7時45分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置くトラックが運行中、運転者がハンドル操作を誤り路外逸脱した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。
3	酒気帯び衝突	大阪府	H31.2.3	2月3日（日）午後8時22分頃、広島県のコンビニエンスストア駐車場において、大阪府に営業所を置く大型トラックが運行中、別のトラックと接触した。 この事故による負傷者はなし。 当該大型トラック運転者は、相手トラック運転者との話し合い後に、その場を離れ、通報で駆けつけた警察により、国道を走行中に停止を求められた。 その際の警察による調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。
4	酒気帯び衝突	宮城県	H31.2.4	2月4日（月）午前5時50分頃、神奈川県のある市道において、宮城県に営業所を置くトラックが運行中、電柱を支えるロープに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。
5	酒気帯び衝突	千葉県	H31.4.8	4月8日（月）午前11時頃、千葉県において、同県に営業所を置くトラックが運行中、前方を走行する乗用車に追突した。 この事故により、乗用車の運転者が軽傷を負った。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。 なお、運行前点呼では、アルコールチェッカーで酒気がないことを確認しているとのこと。
6	酒気帯び死傷	福岡県	H31.4.11	4月11日（木）午前11時25分頃、山口県の国道において、福岡県に営業所を置く大型トラックが運行中、歩道に乗り上げバーストし、歩行者と接触した。 この事故により、歩行者が重傷を負った。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。
7	酒気帯び衝突	大阪府	H31.4.24	4月24日（水）午後3時頃、静岡県のある国道において、大阪府に営業所を置くトラックが運行中、信号待ちで停車していた車両に追突した。 この事故により、追突された車両の運転者が軽傷を負った模様。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された。
8	酒気帯び衝突	京都府	R1.5.10	5月10日（金）午前10時37分頃、大阪府のある府道において、京都府に営業所を置くトラックが運行中、対向車線にはみ出し、走行してきた乗用車と衝突し、さらにその乗用車は後続の軽乗用車と衝突した。 この事故により、乗用車の運転者が軽傷を負った。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。

9	酒気帯び 衝突	福岡県	R1.5.16	5月16日(木)午後6時30分頃、静岡県と福岡県の県道において、福岡県に営業所を置くトラックが運行中、車線変更した際に、後方から走行してきた乗用車と衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
10	酒気帯び 死傷	東京都	R1.5.20	5月20日(月)午後1時頃、東京都の国道において、都内に営業所を置くトラックが運行中、左折した際に横断歩道を横断していた自転車と衝突した。 この事故により、自転車乗りが軽傷を負った。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
11	酒気帯び 衝突	奈良県	R1.5.31	5月31日(金)午前8時50分頃、大阪府において、奈良県に営業所を置くトラックが運行中、タンクローリーに衝突した。この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
12	酒気帯び 死傷	茨城県	R1.6.26	6月26日(水)午前2時5分頃、埼玉県の国道交差点において、茨城県に営業所を置く大型トラックが運行中、右折する際に、横断歩道を横断していた歩行者をはねた。 この事故により、はねられた歩行者が死亡した。 事故後の警察による調べにより、当該大型トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
13	酒気帯び 物損	鹿児島県	R1.7.5	7月5日(金)午前10時45分頃、兵庫県の高速道路において、鹿児島県に営業所を置く大型トラックが運行中、他の車両と衝突した。この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該大型トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
14	酒気帯び 物損	広島県	R1.7.11	7月11日(木)午前5時40分頃、広島県の市道において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、左カーブの下り坂でスリップし電柱等に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該大型トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
15	酒気帯び 衝突	秋田県	R1.7.16	7月16日(火)午後6時30分頃、栃木県の国道において、秋田県に営業所を置く大型トラックが運行中、対向車線にはみ出し、対向してきたトラックと衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該大型トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
16	酒気帯び 衝突	愛知県	R1.7.17	7月17日(水)午後9時47分頃、静岡県と愛知県の県道において、愛知県に営業所を置くトラックが運行中、ガソリンスタンドに入るため車線変更したところ、左側の脇道から出てきた乗用車と衝突した。 この事故により、トラックの運転者及び乗用車の運転者の計2名が軽傷を負った。 事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
17	酒気帯び 物損	香川県	R1.7.20	7月20日(土)午後11時30分頃、高知県の高速道路において、香川県に営業所を置くトラックが運行中、トンネル入口の左側壁面に接触したが、接触到気付かずにそのまま走行した。 この様子を見ていた後続車が警察に通報し、警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
18	酒気帯び 物損	長野県	R1.8.5	8月5日(月)午前3時19分頃、山梨県の国道において、長野県に営業所を置く大型トラックが運行中、道路左側のガードレール等に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察による調べにより、当該大型トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。

国自安第72号の2
令和元年8月2日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれるよう貴会傘下会員に対し周知方お願いいたします。

特に、大型トラクタ・バンセミトレーラの衝突事故（別添1）については、報告書中、「運行経路上にある約7時間半のフェリー乗船中に同僚運転者についてもフェリー内での飲酒が確認されるなど、当該事業者の運転者の間では、フェリー乗船中の飲酒が常態化していた。この慣習は長らく当該事業者の運転者の中でまん延していたものであり、その廃止を進言したり会社に報告したりする者がいないまま、継続されてきたものと考えられる。」とされているところ、貴会傘下会員において、運行経路にフェリーを組み入れている事業者に対しては、フェリー乗船中の運転者の休息方法を改めて点検する等により、輸送の安全に万全を期すよう併せて周知方お願いいたします。

記

- ・別添1〔特別重要調査対象事故〕
大型トラクタ・バンセミトレーラの衝突事故（大阪市平野区）
- ・別添2〔重要調査対象事故〕
大型トラックの衝突事故（愛知県岡崎市）
- ・別添3〔重要調査対象事故〕
大型トラックの衝突事故（長崎県佐世保市）
- ・別添4〔重要調査対象事故〕
大型乗合バスの衝突事故（兵庫県神戸市）

※ 事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

事業用自動車事故調査報告書 概要 ～大型トラック・バンセミトレーラの衝突事故～ (大阪市平野区)

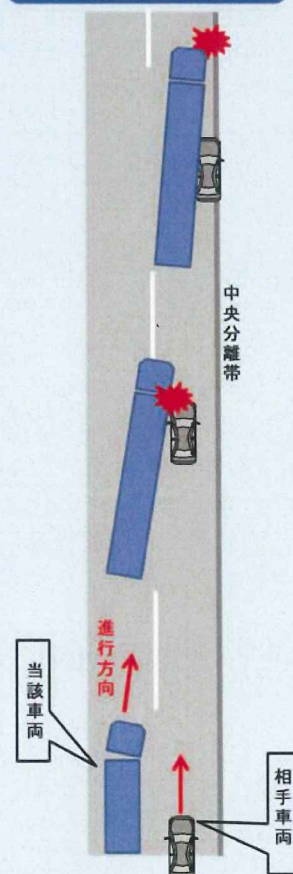
事故概要

平成29年11月22日0時41分頃、大阪市平野区の阪神高速14号松原線の下り線において、大型トラック・バンセミトレーラがアルミ鋼材約16,000kgを積載して走行中、第1通行帯から第2通行帯へ車線変更した際、第2通行帯を走行していたタクシーに衝突し、さらにタクシーを中央分離帯との間に挟みながら走行を続け、タクシーは中央分離帯の街灯に衝突して停止した。

この事故により、タクシーの乗客1名が死亡し、乗客1名と運転者が重傷を負った。

なお、事故時、大型トラック・バンセミトレーラの運転者は、基準値を超えるアルコールを身体に保有していた。

事故状況図



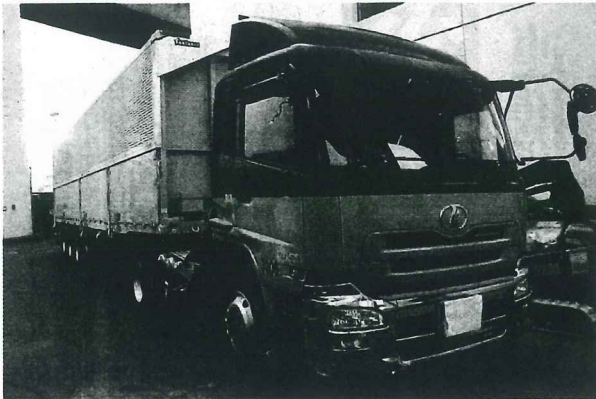
原因

- ・ 当該運転者が、片側2車線の第1通行帯を走行中、標識灯の黄色の点滅灯火を工事規制の灯火であると誤認し、右後方の安全確認を行うことなく漫然と第2通行帯に進路変更をしたため、同車両を追い抜こうとしていたタクシーに気付かずに衝突した。
- ・ 同運転者は、事故前に乗船していたフェリー内で焼酎を飲み、フェリーを下船する際には点呼を受けることもアルコール検知器で検査をすることもせず、運転を開始した。このため事故時においては、著しく注意力、判断力が低下していた。
- ・ 同事業者の運転者の間では、フェリー乗船中の飲酒が常態化していた。この慣習は長らく同事業者の運転者の中でまん延していたものであり、その廃止を進言したり会社に報告したりする者のいないまま、継続されてきたものと考えられる。
- ・ 同事業者の社内規程において、飲酒運転惹起者又は検挙された者は、懲戒解雇とする規定を設けていたことや、毎月実施している職場内教育時に飲酒運転防止の指導を実施していたが、その一方で、フェリー下船時の点呼が行われていなかったことやアルコール検知が行われていなかったこと、フェリー内での飲酒の正確な情報を把握していなかったことなど、飲酒運転の抑制に関しての運行管理が形骸化していた。このようなことから、同事業者内では長期間にわたり遵法精神を欠いた運転者間での行動が放置されていたことが、このような飲酒運転による重大事故につながったものと考えられる。

再発防止策

★事業者は、飲酒運転を防止するため、次の取り組みをすることが重要である。

- 運転者に対し、点呼の実施時期を指示し、運行管理者が点呼を実施できる体制を確保した上で確実に実施すること。また、泊まりの運行では、指示した点呼の実施時期を過ぎても電話がない場合は、運行管理者等が電話することにより確実な点呼を実施すること。
- 電話点呼時に休息期間内での飲酒の有無を口頭で確認するとともに、**アルコール検知器を用いて適切に実施**すること。
- 出先でのアルコール検知を確実に実施するため、実施状況や測定結果が**リアルタイムで送信できる検知器等の導入**を進めること。
- 社内規程等に「**労働協約違反として解雇される**こともあり得る。」を規程し、**運転者を指導**すること。
- 運行途中にフェリーを頻繁に利用する事業者は、運行管理者等が、必要に応じ、**抜き打ちでフェリーに乗船**し、運転者の休息期間の過ごし方を確認する必要がある。
- アルコールが検知された場合、アルコールが検知されなくなるまで運転をさせないこと。
- 運転者に対し、飲酒運転は、悲惨な事故を引き起こすことを飲酒運転による**事故事例の映像等を用いて周知**すること。



タクシーの乗客1人が死亡し、乗客1人と運転者1人が重傷を負った(事故を起こした車両)＝国交省提供

乗船中飲酒が常態化

フェリー乗船中の飲酒が常態化して再発防止へ 電話点呼しチエック

国土交通省は3日、事業用自動車事故調査委員会(酒井一博委員長、大原記念労働科学研究所所長)の調査報告書を公表し、特別重要調査対象となっていた2017年11月の阪神高速道路での大型セミトレーラによる衝突死傷事故について、事故を起こした運送事業者のドライバー

1人で、フェリー乗船中の飲酒が常態化していたことを指摘した。再発防止策としては、電話点呼で飲酒の有無を確認するとともに、リアルタイムで送信できるアルコール検知器の導入や、運行管理者によるフェリーでの抜き打ち確認などを示した。(田中信也)

「過ごし方」抜き打ちで

事故は、大阪市平野区の阪神高速14号松原線の下の線で、アルミ鋼材16トンを積載した大型トラック・バンセミトレーラが第1通行帯から第2通行帯に車線変更した際、第2通行帯を走行していたタクシーに衝突。中央分離帯との間にタクシーをはさまながら走行を続け、タクシーの乗客1人が

死亡し、乗客1人と運転者1人が重傷を負った。なお、事故発生時、トレーラのドライバーから基準値を超えるアルコールが検出された。トレーラのドライバーは標識灯の黄色の点滅を工事規制の灯火と誤認し、右後方の安全確認を行うことなく漫然と進路変更をしたため、追い抜こうとしていたタクシーに気がつかず衝突。事故前に乗船していたフェ

下船時の検知行われず

当該事業者では、長年にわたり所属するドライバー間で、フェリー乗船中に飲酒する慣習がまん延。この事業者が行った実態調査によると、17年中にフェリーに乗船したドライバー24人

中20人がフェリー内のレストランなどで、ほぼ毎回のように入酒していたことが確認された。「寝酒程度で、仮眠しやすく、運転再開時にはアルコールが体内から抜ける

量」と認識され、ドライバー同士の仲間意識から、こうした問題を意識したり、会社に報告したりする者がいないまま継続されてきた可能性を指摘している。当該事業者では、飲酒運

た事業者の姿勢が背景にあったと指摘している。運行管理者に対しては、点呼などによりドライバーの疲労や健康状態を慎重に確認するとともに、運行する経路を具体的に記載した運行指示書を始業点呼の際に毎回手渡すなど適正な運行管理を徹底するよう求めた。更に、事業に必要な人員のドライバーを常時選任し、欠員が生じた場合、他のドライバーに任せが生じない労働管理を行うよう要請している。

17年1月には、長崎県佐世保市の国道498号を走行中の大型トラックが凍結した路面でスリップし、同

転を起こしたり、検査された者は懲戒解雇とする社内規定を設け、毎月行っている職場内教育時に飲酒運転防止の指導を実施していた。しかし、フェリー下船時は点呼やアルコール検知が行われておらず、フェリーでの飲酒の正確な情報を把握していないなど、飲酒運転抑制に関する運行管理が形骸化。順法精神を欠くドライバーの行動が長期間にわたり放置されたことが、飲酒運転による重大事故につながったと分析

している。再発防止策では、泊まりの運行で、点呼を指示した時間を過ぎてもドライバーから連絡が無い場合、運行管理者などが電話し、休憩期間内の飲酒の有無を確認するよう提示。また、アルコール検知を確実に実施するため、実施状況や測定結果をリアルタイムで送信できる検知器を導入したり、検知された際は「労働協約違反として解雇される」とあり得る」と規定したりして、ドライバーを指導す

るよう促した。更に、フェリーを頻繁に利用する事業者に対しては、転が悲惨な事故を引き起こすことを周知するよう求め

る必要性を強調。事故事例の映像を用いて、飲酒運転が悲惨な事故を引き起こすことを周知するよう求め

た。(田中信也)

た事業者の姿勢が背景にあったと指摘している。運行管理者に対しては、点呼などによりドライバーの疲労や健康状態を慎重に確認するとともに、運行する経路を具体的に記載した運行指示書を始業点呼の際に毎回手渡すなど適正な運行管理を徹底するよう求めた。更に、事業に必要な人員のドライバーを常時選任し、欠員が生じた場合、他のドライバーに任せが生じない労働管理を行うよう要請している。

17年1月には、長崎県佐世保市の国道498号を走行中の大型トラックが凍結した路面でスリップし、同

転を起こしたり、検査された者は懲戒解雇とする社内規定を設け、毎月行っている職場内教育時に飲酒運転防止の指導を実施していた。しかし、フェリー下船時は点呼やアルコール検知が行われておらず、フェリーでの飲酒の正確な情報を把握していないなど、飲酒運転抑制に関する運行管理が形骸化。順法精神を欠くドライバーの行動が長期間にわたり放置されたことが、飲酒運転による重大事故につながったと分析

している。再発防止策では、泊まりの運行で、点呼を指示した時間を過ぎてもドライバーから連絡が無い場合、運行管理者などが電話し、休憩期間内の飲酒の有無を確認するよう提示。また、アルコール検知を確実に実施するため、実施状況や測定結果をリアルタイムで送信できる検知器を導入したり、検知された際は「労働協約違反として解雇される」とあり得る」と規定したりして、ドライバーを指導す

るよう促した。更に、フェリーを頻繁に利用する事業者に対しては、転が悲惨な事故を引き起こすことを周知するよう求め

た。(田中信也)

大型トレーラ死傷事故

国土交通省は3日、事業用自動車事故調査委員会(酒井一博委員長、大原記念労働科学研究所所長)の調査報告書を公表し、特別重要調査対象となっていた2017年11月の阪神高速道路での大型セミトレーラによる衝突死傷事故について、事故を起こした運送事業者のドライバー

1人で、フェリー乗船中の飲酒が常態化していたことを指摘した。再発防止策としては、電話点呼で飲酒の有無を確認するとともに、リアルタイムで送信できるアルコール検知器の導入や、運行管理者によるフェリーでの抜き打ち確認などを示した。(田中信也)

死亡し、乗客1人と運転者1人が重傷を負った。なお、事故発生時、トレーラのドライバーから基準値を超えるアルコールが検出された。トレーラのドライバーは標識灯の黄色の点滅を工事規制の灯火と誤認し、右後方の安全確認を行うことなく漫然と進路変更をしたため、追い抜こうとしていたタクシーに気がつかず衝突。事故前に乗船していたフェ

事故調

た事業者の姿勢が背景にあったと指摘している。運行管理者に対しては、点呼などによりドライバーの疲労や健康状態を慎重に確認するとともに、運行する経路を具体的に記載した運行指示書を始業点呼の際に毎回手渡すなど適正な運行管理を徹底するよう求めた。更に、事業に必要な人員のドライバーを常時選任し、欠員が生じた場合、他のドライバーに任せが生じない労働管理を行うよう要請している。

17年1月には、長崎県佐世保市の国道498号を走行中の大型トラックが凍結した路面でスリップし、同

転を起こしたり、検査された者は懲戒解雇とする社内規定を設け、毎月行っている職場内教育時に飲酒運転防止の指導を実施していた。しかし、フェリー下船時は点呼やアルコール検知が行われておらず、フェリーでの飲酒の正確な情報を把握していないなど、飲酒運転抑制に関する運行管理が形骸化。順法精神を欠くドライバーの行動が長期間にわたり放置されたことが、飲酒運転による重大事故につながったと分析

している。再発防止策では、泊まりの運行で、点呼を指示した時間を過ぎてもドライバーから連絡が無い場合、運行管理者などが電話し、休憩期間内の飲酒の有無を確認するよう提示。また、アルコール検知を確実に実施するため、実施状況や測定結果をリアルタイムで送信できる検知器を導入したり、検知された際は「労働協約違反として解雇される」とあり得る」と規定したりして、ドライバーを指導す

るよう促した。更に、フェリーを頻繁に利用する事業者に対しては、転が悲惨な事故を引き起こすことを周知するよう求め

た。(田中信也)

バス衝突

タンク落下

点呼で疲労・健康確認

具体的に危険予知訓練

べく転倒したオートバイに定するよう指示されていた接触後、民家の門柱に激突にもかかわらず、1本で固めた衝撃で積載していたコナテタンクが落下。対向車線の軽自動車とタンクに衝突し、オートバイの運転者が重傷を負うことも。再発防止に向けては、運転者教育で、運行経路上の転者が軽傷を負うことも天候や自然環境を踏まえたに、タンクの中の濃度20%の塩酸の全量と、70%の希硫酸の一部が路上に漏えいした。この事故は、ドライバーがタイヤチェーンなどを装着せず、かつ速度を十分に落とさず走行したことが原因としている。運行管理者はより安全な高速道路の通行を指示していたが、ドライバーがこれを誤って認識して凍結の可能性のあるルートを選択。落下事故防止のための措置更に、タンク1基当たり2を講ずることなどを挙げた。(田中信也)

小6 女児死亡ひき逃げ事件 逮捕のトレーラー運転手の呼気からアルコール検知

更新：2019/08/09 19:03

いいね！

ツイート



大阪府堺市で小学6年の女子児童がトレーラーにひき逃げされて死亡した事件で、逮捕された運転手の男からアルコールが検知されたことが分かりました。

ひき逃げなどの疑いで逮捕されたのは愛媛県新居浜市のトラック運転手・**■**容疑者（34）です。警察によりますと、**■**容疑者は8月8日午後5時すぎ、堺市堺区の府道で大型トレーラーで交差点を左折する際、小学6年の**■**さん（11）をはねて逃走し死亡させた疑いです。

この事故から約1分後、現場から400mほど離れた場所に設置された防犯カメラには**■**容疑者が運転していたとみられるトレーラーが映っていました。その後の調べで**■**容疑者の呼気からはアルコールが検知されていたことも分かりました。

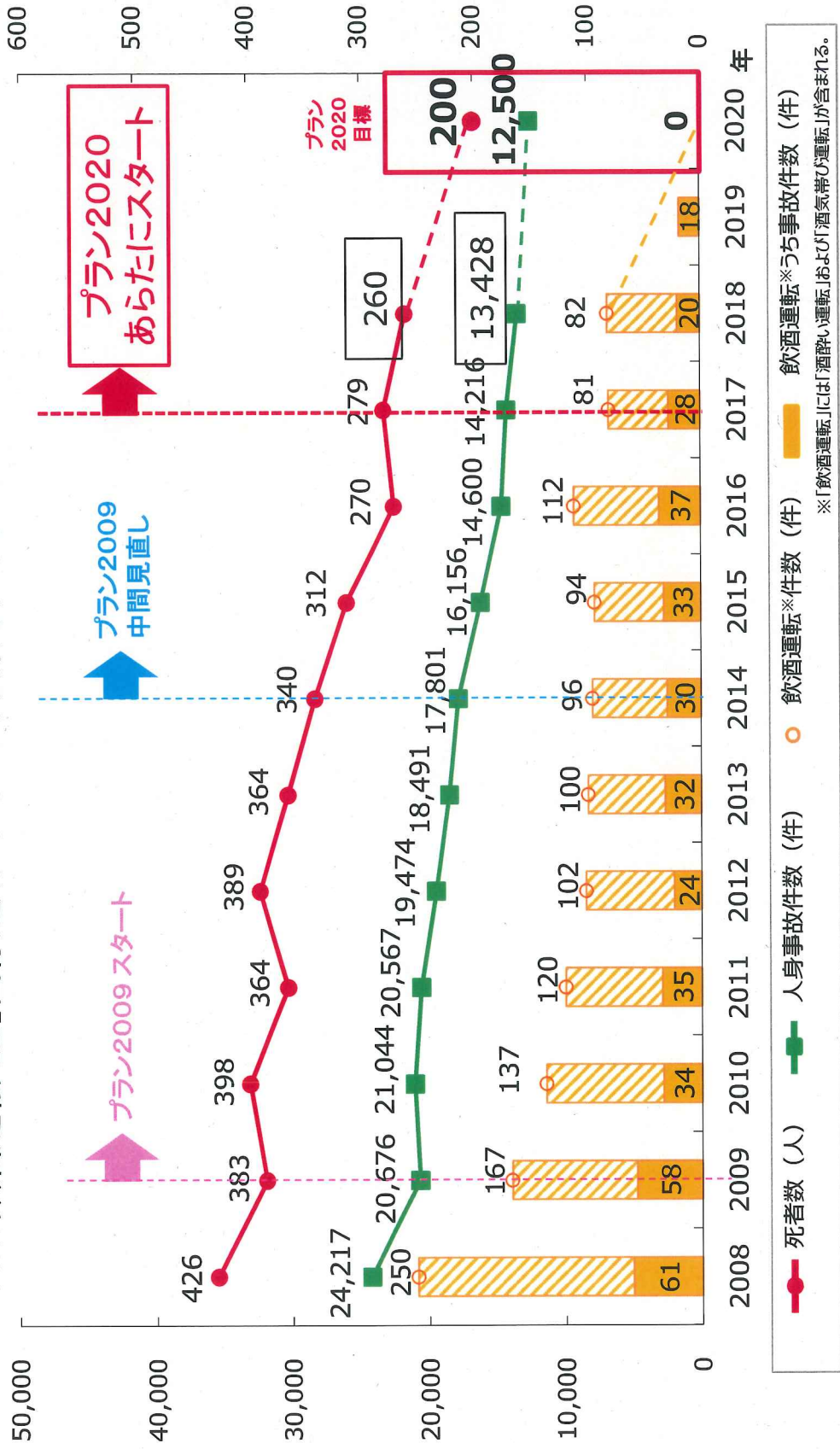
■容疑者は事故から約1時間半後の午後6時半ごろ、大阪市住之江区のフェリーターミナルで車内にいるところを発見されました。**■**容疑者はフェリーで愛媛県へ戻ろうとしたとみられています。

■容疑者は「事故を起こしたことは分かっていたのに逃げました」と容疑を認めているということですが、警察は飲酒の時期などを調べています。

「トラック事業における総合安全プラン2020」目標値と事故の現況

飲酒運転事故件数：飲酒運転ゼロ 交通事故死者数：200人以下 人身事故件数：12,500件以下

※「飲酒運転ゼロ」目標達成のためには、関係者一丸となって取り組む必要がある。



数字はいずれも事業用貨物自動車（軽自動車を除く）によるもの。
 出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」
 ただし、2019年はメールマガジン「事業用自動車安全通信」（国土交通省）等による情報（8月16日現在）